

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第8区選挙長告示第2号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第8区選挙長 鳴海 拓史

- くじを行う日時 令和3年10月28日 午後5時30分
- くじを行う場所 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島合同庁舎4階 402号会議室